

令和2年度 魚津市住宅関連支援制度

令和2年4月

● 転入者住宅取得支援事業

転入予定者又は転入者(転入してから2年以内の者)が、新築住宅を取得する場合は、その住宅取得額の4%(限度額40万円)、中古住宅を取得する場合は、その住宅取得額の4%(限度額20万円)を補助金として交付します。

上記の補助金の他に、中学生以下までの子供がいる世帯には子育て支援として10万円の加算があります。

※この事業について、魚津市と住宅金融支援機構が連携しており、同機構の住宅ローン【フラット35】地域活性型の借入金利が当初の5年間、年0.25%引下げられます。



● うおづの木利用促進事業

魚津産材を使用し、住宅を新築・増築・改修する方に、魚津市産木材の使用量に応じて助成を行います。(5万円～40万円)

※富山県が実施している「とやまの木で家づくり支援事業」(最大40万円)と同時に応募可能です。(その場合最大80万円です。)(県へも別に申請する必要があります。)



● 魚津市空き家・空き地情報バンク

魚津市内で住宅や土地をお探しの方のための空き家・空き地の情報をホームページ「魚津市空き家・空き地情報バンク」で紹介しています。



● 木造住宅耐震改修支援事業

昭和56年6月以前の旧基準で建築された木造住宅の耐震改修を行う所有者に、工事額の4/5を助成します。(限度額100万円)

なお、耐震化工事を行うには、耐震診断を受け耐震補強が必要と判定された住宅が対象となります。

また、この耐震診断には県の支援制度があり、2千円から6千円で診断が可能です。

